

## なんもく暮らし体験民家運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本村への移住・定住を推進するため、移住希望者が一定期間の南牧村民体験ができるなんもく暮らし体験民家（以下「体験民家」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 体験民家とは、家具、電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験できる住宅をいう。

### (使用期間)

第3条 体験民家の使用期間は、30日単位とし、最長で60日とする。

2 30日を超えて使用するときは、1日単位で使用することができる。

### (体験民家の位置)

第4条 体験民家の位置は南牧村大字大日向667番地1とする。

### (使用者の資格)

第5条 使用者は次の条件を満たす者とする。

(1) 村内での定住を希望する者

(2) 地域住民と円滑に交流を持てる者

(3) この要綱を遵守できる者

### (使用申込)

第6条 使用を希望する者はあらかじめ体験民家の空き情報を村へ確認予約したうえで、身分証明書の写しを添えて使用申請書（様式第1号）を村に提出しなければならない。

### (使用許可)

第7条 村長は前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で問題がないと認められたときは使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、管理運営上必要があると認められるときは、使用についての条件を付することができる。

### (使用料)

第8条 使用者は前条の規定による使用許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により村長が特に認めた場合はこの限りでない。

単位	料金
30日	30,000円
30日を超えて1日毎	1,000円

2 使用料には、体験民家の使用に伴う電気料、プロパンガス使用料、水道料及び浄化槽維持管理費を含む。ただし、飲食物は使用者が別に用意し、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品並びに寝具は、使用者が別に持ち込むものとする。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料はこれを還付しない。ただし村長が特に必要と認めた場合、その全部または一部を還付することができる。

2 前項の規定により使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、使用者または親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合は、使用未済期間の日割りで100分の100。

(2) その他やむを得ない事情により村長が特に必要と認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を譲渡してはならない。

(修繕費用の負担)

第11条 使用者の責に帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、使用者は、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火気の取り扱いに注意し、厳寒期には水道の凍結を防止するとともに、体験民家を適切に管理すること。

(2) ゴミは分別方法、搬出日など決められたルールを守り処理すること。

(3) 使用期間中に行われる地域の行事や共同業務などに積極的に参加すること。

(4) 使用期間終了後は施設を整理整頓、清掃し原状に復して返却すること。

(行為の制限)

第13条 体験民家において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為

(2) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為

(3) 近所の住民及び集落に迷惑を及ぼす行為など使用者にふさわしくない行為

(4) 犬や猫などのペットを屋内で飼育すること

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月29日から施行する。

この告示は、平成30年12月28日から施工する。